

放課後等デイサービスを利用にあたっての提出書類フローチャート

スタート

以下のいずれかの1つの書類を提出していただきます。

①障害者手帳
(愛・身体・精神)
をもっている

ない

②特別児童
扶養手当を
受給している

ない

③特別支援学校・知的
障害学級
(固定学級)に
通学予定または
通学している

ない

④「教育研究所」
または「なないろ」
に通所

ない

⑤小児科または
精神科に通院し、
発達相談を
したことがある

ない

あり

提出書類：
障害者手帳の
コピーのみ提出

あり

提出書類：
特別児童扶養手当
証書のコピーのみ
提出

あり

提出書類：
入学決定通知書の
コピーのみ提出
ない方は障害相談
第二係にご連絡く
ださい

あり

「教育研究所」「なないろ」
(※)に意見書作成の依頼を
してください。
教育研究所、なないろから直接、
障害相談第二係へ意見書の送付を
します。

あり

提出書類：
医師が作成する診
断書または意見書

障害相談第二係
(愛の手帳担当)
5662-0053
にご相談ください

新小学1年生のみ、こちらの書類でも可能です

⑥発達相談・支援センター、
篠崎児童発達支援センター、
葛西児童発達支援センターを利用している

あり

各センターに「意見書」作成の依頼をしてください。
各センターから直接、障害相談第二係へ意見書の提出
をしてもらいます。

⑦育成室を利用している

あり

育成室に「心理所見書」作成の依頼をしてくださ
い。育成室から直接、障害相談第二係へ所見書の
提出をもらいます。

(※)

「教育研究所」～教育上の悩みを持つ保護者や児童・生徒等を対象とした
教育相談窓口。

「なないろ」～18再未満の方の発達に関する相談を受けている区立施設。
発達相談・支援センター内にあります。

令和7年度以降の更新時～提出いただき
ます。

今年度(令和6年度)は提出の必要は
ありませんので、ご注意下さい。